

目次

第1章 総則.....	1
第2章 一般の退職手当.....	2
第1節 一般の退職手当.....	2
第2節 退職手当の基本額.....	2
第3節 退職手当の調整額.....	6
第4節 一般の退職手当の額に係る特例.....	7
第5節 年俸医師の退職手当.....	7
第6節 勤続期間の計算.....	8
第3章 特別の退職手当.....	9
第4章 退職手当の支給制限等.....	10
第5章 雑則.....	13
附 則.....	13
別表第1 職員区分表.....	15
別表第2 年俸医師区分表.....	17

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法第57条第2項及び地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程第61条の規定に基づき、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）の職員の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給範囲)

第2条 この規程の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する職員（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、別に定めるところにより、職員とみなして、この規程の規定を適用する。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

一 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合に

は、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - 一 職員を故意に死亡させた者
 - 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第4条 次条及び第15条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 第19条の規定による予告を受けない退職者の退職手当は、前項の規定にかかわらず、解雇する日又は解雇する日前に支払うものとする。
- 3 退職手当の支払について、退職手当の支給を受ける者から自己名義の口座への振替払の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

第2章 一般の退職手当

第1節 一般の退職手当

(一般の退職手当)

第5条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第13条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第14条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

- 2 退職した年俸医師に対する退職手当の額は、前項の規定にかかわらず、第15条の2の規定により計算した額とする。

第2節 退職手当の基本額

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

- 2 前項の給料の月額のうち給料月額は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1の備考2、別表第2の備考2、別表第3の備考2、別表第4の備考2又は別表第5の備考2の規定を適用しない額とする。

- 3 第1項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第2項並びに第8条第1項第4号及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第21条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職

者が次の各号に掲げる者に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 定年により退職した者
 - 二 任期の満了により退職した者その他理事長の承認を得た者
 - 三 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 25年以上勤続し、定年により退職した者
 - 二 勤務公署の移転により退職した者であつて、理事長の承認を得たもの
 - 三 業務上の傷病又は死亡により退職した者
 - 四 25年以上勤続し、任期の満了により退職した者その他理事長の承認を得た者
 - 五 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」とい

う。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第16条第5項に規定する地方公務員等、第17条第1項に規定する地方公務員等若しくは第18条第1項に規定する役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第16条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第21条第1項若しくは第22条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第19条の規定による予告を受けない退職者の退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第16条第5項に規定する地方公務員等、第17条第1項に規定する地方公務員等又は第18条第1項に規定する役員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- 一 職員としての引き続いた在職期間
- 二 第16条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた地方公務員等としての引き続いた在職期間
- 三 第17条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間
- 四 第17条第2項に規定する場合における地方公務員等としての引き続いた在職期間
- 五 第18条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する役員としての引き続いた在職期間
- 六 第18条第2項に規定する場合における役員としての引き続いた在職期間
- 七 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第10条 第7条第1項第3号及び第8条第1項（第1号を除く。）に規定する者（任期の満了により退職した者を除く。）のうち、定年に達する日から定年に達する日以前の直近の4月1日までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第7条第1項、第8条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項及び第8条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（その年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じ

		て得た額の合計額
第9条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（その年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（その年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
第9条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（退職手当の基本額の最高限度額）

第11条 第6条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額の最高限度額）

第12条 第9条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- 二 60未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の最高限度額）

第13条 第10条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条	第6条から第8条まで	第10条の規定により読み替えて適用する第8条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（その年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じ

		て得た額の合計額
	これらの	第10条の規定により読み替えて適用する第8条の
第12条	第9条第1項の	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項の
	同項第2号ロ	第10条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第12条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（その年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第12条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（その年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	第9条第1項第2号ロ	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項第2号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（その年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第10条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

第3節 退職手当の調整額

（退職手当の調整額）

第14条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。以下同じ。）、停職、休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち第16条第4項各号に定めるものを除く。）ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この条において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一 第1号区分 70,400円

- 二 第2号区分 65,000円
- 三 第3号区分 59,550円
- 四 第4号区分 54,150円
- 五 第5号区分 43,350円
- 六 第6号区分 32,500円
- 七 第7号区分 27,100円
- 八 第8号区分 21,700円
- 九 第9号区分 0

- 2 退職した者の基礎在職期間に第9条第2項第2号から第7号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表第1に定めるとおりとする。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - 一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 0
 - 三 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 四 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 一般の退職手当の額に係る特例

(一般の退職手当の額に係る特例)

- 第15条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
 - 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
 - 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
 - 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

第5節 年俸医師の退職手当

(年俸医師の退職手当)

- 第15条の2 退職した年俸医師に対する退職手当の額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月(令和3年4月以降の月に限る。)からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(休職月等のうち第16条第4項各号に定めるものを除く。)ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる年俸医師の区分に応じて当該各号に定める額(以下この条において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第120順位までの調整月額(当該各

月の月数が120月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- 一 第1号区分 84,807円
- 二 第2号区分 72,376円
- 三 第3号区分 52,902円
- 四 第4号区分 41,955円
- 五 第5号区分 29,332円
- 六 第6号区分 16,998円
- 七 第7号区分 0

- 2 前項各号に掲げる年俸医師の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他年俸医師の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 第14条第2項及び第5項の退職手当の調整額の規定は、年俸医師の退職手当の計算について準用する。
- 4 勤続期間が3年に満たない場合は、第1項の規定による退職手当を支給しない。
- 5 給与規程制定附則第6項の加算額(以下「加算額」という。)が支給される者及び同規程令和3年4月1日改正附則第5項の差額(以下「差額」という。)が支給される者が退職した場合は、第1項の規定による退職手当のほか、加算額及び差額の範囲内で理事長が定める額を退職手当として支給する。

第6節 勤続期間の計算

(勤続期間の計算)

- 第16条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
 - 3 職員が退職した場合(第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
 - 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が一以上あつたときは、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
 - 一 育児休業(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までのものに限る。)、育児短時間勤務及び高齢短時間勤務及び育児短時間勤務 その月数の3分の1に相当する数
 - 二 次号に掲げる事由以外の事由(前号に掲げる事由を除く。) その月数の2分の1に相当する月数
 - 三 自己啓発等休業(当該休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が業務の能率的な運営に特に資するものと認められる等の要件に該当する場合を除く。)又は配偶者同行休業 その月数
 - 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)又は法人以外の一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。)(以下「地方公務員等」と総称する。)が、理事長の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の地方公務員等としての引き続いた在職期間(理事長が特に必要と認める期間に限る。)を含むものとする。

この場合においてその者の地方公務員等として引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用して計算するほか、別に定める期間をその者の地方公務員等としての引き続いた在

職期間として計算するものとする。

ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（地方公務員等から復帰した職員等の在職期間の計算）

第17条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公務員等となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 地方公務員等が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は法人以外の一般地方独立行政法人若しくは公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における地方公務員等としての在職期間の計算については、前条（第5項を除く。）の規定を準用して計算するものとする。

（法人以外の一般地方独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算）

第18条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて法人以外の一般地方独立行政法人又は独立行政法人等（国家公務員退職手当法第8条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「法人以外の一般地方独立行政法人等役員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き法人以外の一般地方独立行政法人等役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第16条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 法人以外の一般地方独立行政法人等役員が、法人以外の一般地方独立行政法人又は独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第16条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の法人以外の一般地方独立行政法人等役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における法人以外の一般地方独立行政法人等役員としての在職期間については、第16条（第5項を除く。）の規定を準用して計算するものとする。

第3章 特別の退職手当

（予告を受けない退職者の退職手当）

第19条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

第4章 退職手当の支給制限等

(定義)

第20条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 懲戒解雇等処分 懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- 二 退職手当管理機関 退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日において当該職員に対し懲戒解雇等処分を行う権限を有していた機関をいう。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第21条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が法人の事業の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が法人に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 懲戒解雇等処分を受けて退職をした者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられたことにより解雇された者
- 2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

(退職手当の支払の差止め)

第22条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - 二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが法人に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - 二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当

該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
 - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 前条第2項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- 第23条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第21条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第21条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
 - 3 退職手当管理機関は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処

分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

- 4 第21条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第24条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第21条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。
- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 第21条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

- 第25条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第21条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 第21条第2項並びに前条第2項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第26条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第24条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までに同じ。）が、当該退職の

日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第22条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第24条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第21条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 5 第21条第2項並びに第24条第2項及び第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による処分について準用する。

第5章 雑則

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

- 第27条 職員が退職した場合（第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 2 職員が引き続いて地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められており、かつ、職員から申出があったときは、この規程による退職手当は、支給しない。
 - 3 職員が第17条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合においては、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
 - 4 職員が第18条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて法人以外の一般地方独立行政法人等役員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて法人以外の一般地方独立行政法人等役員となった場合においては、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条まで及び附則第8項から第13項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の8

3. 7を乗じて得た額とする。この場合において、第15条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。
- 3 当分の間、36年以上43年以下の期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第9条及び附則第8項から第13項までの規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、43年を超える期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を43年とし、35年を超える期間勤続して退職した者で第8条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として、それぞれ附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 令和3年4月1日に、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により埼玉県職員から法人職員となった者の埼玉県職員としての引き続いた在職期間は、第16条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 6 前項の規定が適用される年俸医師の退職手当の額は、第15条の2の規定により計算した額に、令和3年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、埼玉県病院局職員給与規程（平成14年病院事業管理規程第6号）の規定により計算した額を加算した額とする。
- 7 附則第5項の規定が適用される年俸医師及び令和3年4月1日から令和3年5月31日までの間に採用された年俸医師に対しては、第15条の2第4項の規定にかかわらず、年俸医師の退職手当を支給する。ただし、勤続期間と埼玉県職員としての引き続いた在職期間との合計が6月に満たない場合はこの限りではない。
- 8 当分の間、給与規程附則第16項第1号又は第18項の規定が適用される職員に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び給与規程附則第16項（第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第18項に定める給料の額」とする。
- 9 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「第8条」とあるのは、「第8条及び附則第9項」とする。
- 10 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「第8条」とあるのは、「第8条及び附則第10項」とする。
- 11 前2項及び附則第13項の規定は、医師又は歯科医師の職を占める職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 12 給与規程附則第14項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 13 当分の間、第7条第1項第3号並びに第8条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる者に対する第10条及び第13条規定の適用については、第10条本文中「定年に達する日」とあるのは「年齢60年に達する日」と、第10条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第13条の表第11条の項、第12条第1号の項及び第12条第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「年齢60年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

別表第1 職員区分表

区分	調整月額	職員の区分
第1号 区分	70,400円	一 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第2号 区分	65,000円	一 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの 二 医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち管理職手当の区分が一種であったもの
第3号 区分	59,550円	一 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの 二 研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの 三 医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。) 四 医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第4号 区分	54,150円	一 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの 二 研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち管理職手当の区分が三種であったもの 三 医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち管理職手当の区分が三種であったもの 四 医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの 五 医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第5号 区分	43,350円	一 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの 二 研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。) 三 医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。) 四 医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの 五 医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第6号 区分	32,500円	一 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの 二 研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、次のいずれか

		<p>に掲げるもの</p> <p>イ 主幹の職（これに相当する職を含む。以下同じ。）にあったもの</p> <p>ロ 主査の職（これに相当する職を含む。以下同じ。）にあった期間が60月を超えていたものであり、かつ、41歳以上であったもの（この要件を満たした日以後最初の4月1日以降のものに限る。）</p> <p>三 医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>四 医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち主査の職にあった期間が60月を超えていたものであり、かつ、41歳以上であったもの（この要件を満たした日以後最初の4月1日以降のものに限る。）</p> <p>五 医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>
<p>第7号 区分</p>	<p>27, 100円</p>	<p>一 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>二 研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち、次のいずれかに掲げるもの</p> <p>イ 主査の職にあった期間が24月を超えていたもの（この要件を満たした日以後最初の4月1日以降のものに限る。）</p> <p>ロ 主査の職にある者が主任の職（これに相当する職を含む。以下同じ。）にあった期間が72月以上経過後24月を超えていたものであり、かつ、36歳以上であったもの（この要件を満たした日以後最初の4月1日以降のものに限る。）</p> <p>ハ 主任の職にあった期間が120月を超えていたものであり、かつ、40歳以上であったもの</p> <p>三 医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち、次のいずれかに掲げるもの</p> <p>イ 主査の職にあった期間が24月を超えていたもの（この要件を満たした日以後最初の4月1日以降のものに限る。）</p> <p>ロ 主査の職にある者が主任の職（これに相当する職を含む。以下同じ。）にあった期間が72月以上経過後24月を超えていたものであり、かつ、36歳以上であったもの（この要件を満たした日以後最初の4月1日以降のものに限る。）</p> <p>ハ 主任の職にあった期間が120月を超えていたものであり、かつ、40歳以上であったもの</p>

		四 技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第8号区分	21,700円	一 事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 二 研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第2号及び第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。） 三 医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、経歴年数が3年以上であったもの 四 医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの又は5級であったもの（第6号区分の項第4号及び第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。） 五 医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 六 技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第9号区分	0	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

別表第2 年俸医師区分表

区分	調整月額	職員の区分
第1号区分	84,807円	医療職年俸表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第2号区分	72,376円	医療職年俸表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち管理職手当の区分が三種の職にあったもの及び6級であったもの
第3号区分	52,902円	医療職年俸表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第4号区分	41,955円	医療職年俸表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第5号区分	29,332円	医療職年俸表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第6号区分	16,998円	医療職年俸表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第7号区分	0	医療職年俸表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの

附 則（令和4年3月30日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月14日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前の基礎在職期間に係る別表第1の適用に当たっては、この規定による改正

前の別表第 1 の規定を適用する。